

親・子・孫での近居を希望される方へ

年3回(5、9、12月予定)募集

## 三世代の優先入居について

三世代(親、子、孫)が世代間で支え合い助け合って住むことを推進するため、三世代が近居できる住宅を5、9、12月の年3回(予定)募集(応募のなかった住宅を2ヶ月後(7、11、2月)に再募集)します。

### 申込資格

親世帯 : 兵庫県内に居住する夫婦のみ若しくは60歳以上の単身者

子孫世帯 : 子育て世帯(同居者に中学校を卒業するまでの子供のいる世帯)

- ※1 上記の親世帯と子孫世帯とが親子関係でつながり、両世帯を合わせると、親、子、孫の三世代になることが必要です(死亡等により、三世代が維持できなくなっても、県営住宅の入居者資格を満たす限り、継続入居は可能)。
- ※2 県営住宅の申込資格を満たしたうえで、上記の三世代優先入居の申込資格を満たす必要があります。
- ※3 兵庫県外に居住する子孫世帯でも、上記※2を満たした上で、親世帯が兵庫県内に居住している場合は申込みできます(親世帯が居住する場所の要件が下線部のとおりあります)。
- ※4 子孫世帯が入居する場合の政令月収額は259,000円以下です。

### ◆近居タイプ「三世代いきいき住宅(ご近所呼び寄せ)」◆の内容及び申込方法

**募集する県営住宅から2キロ以内で三世代(二戸)の呼び寄せ近居が実現する1住戸を募集**

- ① 入居申込者は、通常の「兵庫県営住宅入居申込書」に記入してください。
- ② 入居申込者が「居住状況表」に当該県営住宅に既に入居している親子関係にある世帯、又は当該県営住宅から2キロ以内に居住している親子関係にある世帯を記入してください。
- ③ ①と②を封筒に入れて募集期間内の消印となるように郵送してください。  
(2021年10月より郵便サービスが変更されていますので、余裕をもって申込み(郵送)してください)

- ※1 資格審査の際、親子関係、子孫関係が証明できる書類(戸籍謄本、住民票等)を提出していただきます。
- ※2 毎月募集、常時募集と重複申込をした場合、全ての入居資格を失います。